

砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期) 骨子(体系)案

現行計画の体系		見直しの視点		次期計画の体系骨子(案) 下線が変更箇所	
基本理念	私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来	国や県の動向・方向性	市の課題	基本理念	私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来
基本目標	施策の展開			基本目標	施策の展開
1 質の高い教育・保育の提供	(1)子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備 (2)次代の親の育成 (3)家庭や地域の教育力の向上	○(国)『子育て安心プラン』の方向性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促進 ・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立 ・保育と連携した「働き方改革」	(1)質の高い教育・保育を受けられる環境整備 低年齢児保育や長時間保育の要望が年々多くなってきており、既存の施設を活用しながら幼児教育と保育の一元化を見据えた施設整備と運営への移行を進めることが重要。 幼児教育の無償化や国の子育て安心プランなどの社会情勢を踏まえ、保育の受け皿と保育人材の確保を図る、保育・教育サービスの充実が必要。	1 質の高い教育・保育の提供	(1)教育・保育サービスの提供と充実 (2)子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備 (3)次代の親の育成 (4)家庭や地域の教育力の向上
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	(1)子どもや母親の健康の確保(母子保健計画) (2)「食育」の推進 (3)小児医療の充実	○(国)『基本方針の改正方針案』の方向性 ・幼児教育・保育の質の向上 ・国際化の進展に伴う教育・保育施設等における外国につながる幼児の円滑な受入れ ○(国)『子供・若者育成支援推進大綱』の方向性 ・全ての子供・若者の健やかな育成 ・困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・子供・若者の成長のための社会環境の整備 ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援	(2)親と子の健康の確保及び増進 妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、個々の状況に寄り添いながら、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、安心して産み育てることができる取り組みを継続して実施することが重要。 育児不安・負担から引き起こる産後うつや児童虐待など早期発見・支援を行うことが必要。	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	(1)子どもや母親の健康の確保(母子保健計画) (2)「食育」の推進 (3)小児医療の充実 (4)切れ目のない支援体制の強化
3 地域の子ども・子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援の充実 (2)児童の健全育成 (3)子育て支援のネットワークづくり (4)交流事業	○(国)『新・放課後子ども総合プラン』の方向性 ・待機児童を解消し、女性就業率の上昇を踏まえ、受け皿を整備 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的に又は連携して実施 ・子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上	(3)地域における子育ての支援 子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機会を創出しながら、保護者の疑問の解決や不安の解消につながるよう、必要な子育て支援サービスにつなげていくことが重要。 放課後の居場所のニーズがさらに高まっていることから、地域の人材や資源を活用した環境づくりが必要。	3 地域の子ども・子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援の充実 (2)放課後児童等の健全育成 (3)子育て支援のネットワークづくり (4)世代間交流事業
4 安心・安全な子育て環境の整備	(1)公共施設のバリアフリー化の推進 (2)通学路や公園における防犯設備の整備 (3)子どもの安全を確保するための活動の推進 (4)防災体制の強化	○(国)『子供の貧困対策に関する大綱』の重点施策 ・教育の支援 ・生活の支援 ・保護者に対する就労の支援 ・経済的支援	(4)子育てを支援する生活環境・安全の確保 子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが重要。 交通安全対策や防犯のための活動に努めるとともに、被害に遭った子どもの相談を実施し、支援に取り組んでいくことが必要。	4 安心・安全な子育て環境の整備	(1)公共施設のバリアフリー化の推進 (2)通学路や公園における防犯設備の整備 (3)子どもの安全を確保するための活動の推進 (4)防災体制の強化
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (2)仕事と子育ての両立の支援	○(県)『かがやけとやまっ子 みらいプラン』の方向性 「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気のある地域社会」 【基本的な考え方】 ・県民の結婚・出産・子育ての希望がかない、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。 ・仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。 ・すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。	(5)子育てしやすい職場環境づくり 働き手としての女性の社会進出は、ますます期待される状況にあり、仕事と家庭を両立し、家庭で親と子が十分に関わることのできる時間を保証できるよう、働き方の見直しが重要。 ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進が必要。	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (2)仕事と子育ての両立の支援 (3)女性が活躍できる就労環境づくり
6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の促進 (3)障がい児施策の充実		(6)要保護・要支援児童への対応 児童虐待については、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。 子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要。	6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の促進 (3)障がい児施策の充実
			(7)子どもの貧困対策の推進 貧困の実態把握に努め、社会全体で切れ目のない総合的な支援に取り組むことが重要。 関係機関が連携し、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できる環境の整備が必要。	7 子どもの未来を応援する取り組みの推進(子どもの貧困対策に関する計画)	(1)子どもの学習の支援 (2)子どもの生活の支援 (3)保護者の就労自立支援 (4)子育て世帯への経済的支援